

こ支家第 541 号  
令和 6 年 12 月 20 日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

### 里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 44 条の 3 第 1 項において規定する里親支援センターは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）第 88 条の 9 により、法第 44 条の 3 第 1 項に規定する業務の質の評価について、自ら評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、定期的に外部の者による評価（以下「第三者評価」という。）を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないこととされている。

今般、里親支援センターに係る自己評価及び第三者評価を行うに当たっての詳細を定め、令和 6 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図りたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第 1 趣旨

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 78 条第 1 項により、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、里親支援センターについても、令和 6 年 4 月 1 日より社会福祉法第 2 条第 3 項に基づく第二種社会福祉事業に位置付けられたところである。

里親支援センターは、法第 11 条第 4 項に規定する里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、新たに児童福祉施設として位置付けられたことに鑑みれば、里親支援センターの質の向上が図られていくことが必要である。このため、設備運営基準において、里親支援センター

については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を規定している。

これらにより、里親支援センターの自己評価及び第三者評価は、こどもの最善の利益の実現のために、里親等のもとで育つこどもの権利擁護を図り、こどもの健やかな育ちを保障する養育と里親支援センターの支援の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

## 第2 自己評価

### 1. 定期的な実施

里親支援センターは、毎年度、当該事業年度の業務の質について自己評価を行うこと。

### 2. 自己評価の実施方法

里親支援センターは、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）、本通知及び「「里親支援センターの第三者評価ガイドライン」について」（令和6年12月20日付けこ支家第556号こども家庭庁支援局長通知。以下「ガイドライン」という。）に従い、第三者評価を受ける年にあつては、あらかじめ、自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、里親支援センターと評価機関で協議すること。第三者評価を受けない年においては、その実施方法を里親支援センターで決定の上、自己評価を行うこと。

また、第三者評価の結果から明確になった課題については、次の第三者評価の実施に向けて、自己評価の中でその改善状況を把握し、課題の解決・改善に向けて計画的・継続的に取り組むよう留意すること。

### 3. 自己評価結果の公表

里親支援センターは、自己評価を行ったときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、その結果について、公表しなければならないこと。公表を行う情報には、少なくとも里親支援センター名、評価対象期間、評価項目ごとの評価ランク及びその評価の根拠が含まなければならないこと。

## 第3 第三者評価

### 1. 定期的な実施

里親支援センターは、令和6年4月1日又はその認可を受けた日のいずれか遅い日から起算して3年に1回以上、第三者評価を受けなければならないこと。

### 2. 第三者評価の評価機関

里親支援センターの第三者評価については、こども家庭庁支援局長が指定する評価機関において実施すること。

#### (1) 評価機関の責務

指定を受けた評価機関は、次に定める責務を負うものとする。

- ① 里親支援センターの第三者評価の趣旨に基づき、公正・中立な立場で、かつ専門的で客観的な評価を行い、評価の信頼性、公平性の確保に努めること。
- ② 里親支援センターの第三者評価の実施に当たり、人権を尊重し、個人情報

の保護を徹底すること。

- ③ 評価機関の質の向上を図るとともに、評価調査者の資質の向上に努めること。

## (2) 指定基準

評価機関の指定基準は、次のとおりとする。

- ① 法人格を有すること。
- ② 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
  - ア 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置すること。
    - a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
    - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - イ 評価調査者は、里親支援センター等人材育成事業による第三者評価機関職員研修を受講し修了していること。
  - ウ その他
    - a 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
    - b 一件の第三者評価に 2 人以上（第 3 の 2（2）②ア a 又は b の双方を含む）の評価調査者が一貫してあたること。
- ③ 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。
  - ア 所属する評価調査者一覧（第三者評価機関職員研修の修了に関すること、第 3 の 2（2）②ア a 又は b に関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可）
  - イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）
  - ウ 第三者評価の手法
  - エ 守秘義務に関する規程
  - オ 倫理規程
  - カ 料金表
  - キ 評価事業の実績
- ④ 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。
- ⑤ 里親支援センターに係る業務についての評価を適切に行う能力を有すること。具体的には、社会的養護関係施設の第三者評価を行う機関の認証を受けている者と同等の能力を有すること。

## (3) 指定申請

本通知に基づく指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、「里親支援センター第三者評価機関指定申請書」（様式第 1 号）によってこども家庭庁支援局長に申請を行うものとする。

## (4) 指定

- ① こども家庭庁支援局長は、指定を行ったときは、「里親支援センター第三

者評価機関指定決定通知書」(様式第2号)を交付するとともに、当該評価機関の名称等の情報をこども家庭庁のホームページで公表すること。

② こども家庭庁支援局長は、指定を行わないこととしたときは、「里親支援センター第三者評価機関不指定決定通知書」(様式第3号)を交付すること。

(5) 変更の届出

指定を受けた評価機関は、「里親支援センター第三者評価機関指定申請書」に記載した事項又はそれに添付した書類の内容に変更が生じたときは、変更の事由が発生した日から30日以内に、「里親支援センター第三者評価機関変更届」(様式第4号)に必要な書類を添付し、こども家庭局支援局長に変更内容を届け出なければならないこと。

(6) 指定の辞退

① 指定を受けた評価機関は、こども家庭庁支援局長に対して「里親支援センター第三者評価機関指定辞退届」(様式第5号)を提出することにより、指定を辞退することができること。

② こども家庭庁支援局長は、「里親支援センター第三者評価機関指定辞退届」を受理したときは、当該評価機関の名称等の情報をこども家庭庁のホームページで公表すること。

(7) 指定の取消

① こども家庭庁支援局長は、指定を受けた評価機関が(2)の指定基準のいずれかに該当しなくなった場合には、当該評価機関の指定を取り消すことができること。

なお、(2)⑤に該当しない具体的な例としては、(8)に定める事業実績報告又は(9)に定める事業実施状況に関する調査への協力を行わない場合、評価を行った里親支援センターから評価にかかる費用とは別に金品その他の利益を受け取る(社会通念上常識的な湯茶等の提供は除く。)など不正な行為が行われた場合があること。

② こども家庭庁支援局長は、指定を取り消すこととしたときは、「里親支援センター第三者評価機関指定取消決定通知書」(様式第6号)を交付するとともに、当該取消評価機関の名称等の情報をこども家庭庁のホームページで公表すること。

(8) 事業実績報告

評価機関は、毎年度終了後速やかにこども家庭庁支援局長に対し、第三者評価の実績等を報告するものとする。

(9) 事業実施状況に関する調査への協力

評価機関は、こども家庭庁支援局が実施する第三者評価の適正な実施を目的とする調査等に協力するものとする。

(10) 指定の有効期間

当該指定の有効期間は、令和6年度から始まる3か年度の年度末日までの期間とする。

3. 第三者評価等の実施方法

(1) 評価基準、評価の手法及び評価結果の取扱い

- ① 第三者評価の基準は、こども家庭庁支援局長が定めるものとする。具体的には、ガイドラインで定める「里親支援センターの第三者評価基準」とすること。

なお、第三者評価基準については、必要に応じて、見直しを行うこととする。

- ② 評価機関は、第三者評価の実施に当たっては、ガイドラインによること。
- ③ 里親支援センターの運営に当たって、こどもや里親等の意向を把握することの重要性に鑑み、こどもや里親等へのアンケートやインタビューを実施すること。

## (2) 第三者評価の実施体制

第三者評価の実施に当たっては、2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、里親支援センター等人材育成事業による第三者評価機関職員研修を受講し、修了していること。

なお、令和6年度に指定を受ける評価機関の評価調査者にあつては、同年度内に修了することを予定していれば、差し支えないものであること。

また、評価機関は、自らが直接経営する里親支援センター、並びに評価調査者は、自らが直接関係する里親支援センターの第三者評価を行うことはできないこと。

第三者評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うこと。

## (3) 第三者評価を受ける年の自己評価

第三者評価を受ける年にあつては、あらかじめ、自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、里親支援センターと評価機関で協議し決定すること。

## 4. 第三者評価結果の公表

里親支援センターは、第三者評価を受けたときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、その結果について、公表しなければならないこと。公表を行う情報には、少なくとも里親支援センター名、第三者評価実施機関名、評価実施期間、総評及び評価項目ごとの評価ランクが含まなければならないこと。

## 5. 第三者評価の受審費用

里親支援センターの第三者評価の受審費用については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日付けこ支家第47号こども家庭庁長官通知）に基づき、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、第三者評価受審費加算を算定することができる。

里親支援センター第三者評価機関指定申請書

年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

申請者 <sup>(ふりがな)</sup> 氏名

代表者 <sup>(ふりがな)</sup> 氏名

「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」(令和6年12月20日付けこ支家第541号こども家庭庁支援局長通知)第3の2の規定により指定を受けたいので、次の各項目に相違ないことを申告するとともに関係書類を添えて申請します。

1 第三者評価を実施しようとする法人(名称、所在地、評価実績等)、問合せ先

実施しようとする者	<sup>(ふりがな)</sup> 名称	
	所在地	(〒 - )
	電話番号	
	代表者の役職名・氏名	
	これまでの評価実績等	社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を受けている場合の認証番号等 推進組織名 ( ) 認証年月日 ( 年 月 日) 認証番号 ( ) その他評価実績等
問合せ先	担当部署名	
	担当者の役職名・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 評価調査者名簿（一覧）

氏 名	直近の研修修了番号 (受講年度・研修名・番号等)

3 指定の基準を満たすことの誓約

① 「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」（令和6年12月20日付けこ支家第541号こども家庭庁支援局長通知）第3の2（2）各号に規定する評価機関の指定基準に適合すること。

② 以下のいずれにも該当しないこと。

- ・ 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人。
  - ・ 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人。
  - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（※）。
  - ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人。
- ※「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。
- ・ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人。
  - ・ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人。

4 その他申請に必要な書類

- ・ 法人登記簿謄本（写しで可。受理日から6か月以内のもの。）
- ・ 定款
- ・ 法人の事業概要（様式自由）
- ・ 決算書（貸借対照表及び損益計算書。直近年度のもの。）
- ・ 役員名簿
- ・ 守秘義務及び倫理に関する規定

(注) 令和6年度に指定を受ける評価機関については、同年度内に修了することを予定している者を記入すること。

(様式第2号)

発 第 号  
年 月 日

(法人名)  
(代表者名) 殿

こども家庭庁支援局長

### 里親支援センター第三者評価機関指定決定通知書

「里親支援センターにおける第三者評価及び自己評価の実施について」（令和6年12月20日付けこども家庭庁支援局長通知）第3の2の規定に基づき、評価機関として指定する。

記

1 事業所の 

名 称
所在地

2 指定番号

3 指定年月日 年 月 日

(様式第3号)

発 第 号  
年 月 日

(法人名)  
(代表者名) 殿

こども家庭庁支援局長 印

### 里親支援センター第三者評価機関不指定決定通知書

〇年〇月〇日付で申請のあった里親支援センター第三者評価機関の指定について、以下のとおり指定を行わないこととしたので、通知する。

#### 記

##### 決定の内容

以下の理由のとおり、「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」（令和6年12月20日付けこ支家第541号こども家庭庁支援局長通知）第3の2（2）各号に規定する基準に適合しないため、評価機関として指定しない。

理由

#### 【教示】

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に、こども家庭庁長官に審査請求することができます。

また、上記審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第4号)

里親支援センター第三者評価機関変更届

年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

申請者 ふりがな 氏名

代表者 ふりがな 氏名

「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」(令和6年12月20日付けこ支家第541号こども家庭庁支援局長通知)第3の2の指定に係る申請内容に変更が生じたので、下記のとおり変更を届け出ます。

記

指定番号	
<small>(ふりがな)</small> 法人の名称	
所在地	(〒 - )
評価を 実施す る部署	<small>(ふりがな)</small> 名称
	所在地
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

(様式第5号)

里親支援センター第三者評価機関指定辞退届

年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

申請者 ふりがな 氏名

代表者 ふりがな 氏名

「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」(令和6年12月20日付けこ支家第541号こども家庭庁支援局長通知)第3の2の指定を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

指定番号		
<small>(ふりがな)</small> 法人の名称		
所在地	(〒      -      )	
評価を 実施す る部署	<small>(ふりがな)</small> 名称	
	所在地	(〒      -      )
辞退年月日	年      月      日	
辞退理由		
備考		

(様式第 6 号)

発 第 号  
年 月 日

(法人名)  
(代表者名) 殿

こども家庭庁支援局長

### 里親支援センター第三者評価機関指定取消決定通知書

〇年〇月〇日付指定番号〇〇で指定した評価機関について、「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」（令和 6 年 12 月 20 日付けこ支家第 541 号こども家庭庁支援局長通知）第 3 の 2（7）の規定に基づき、以下のとおり指定を取消すこととしたので、通知する。

記

指定番号		
(ふりがな) 法人の名称		
所在地	(〒 - )	
評価を 実施す る部署	(ふりがな) 名称	
	所在地	(〒 - )
取消年月日	年 月 日	
取消理由		

#### 【教示】

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があった日の翌日から起算して 3 か月以内に、こども家庭庁長官に審査請求することができます。

また、上記審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。